

後期高齢者医療の 保険料軽減制度の改正について

■ 令和元年度以降の均等割額軽減措置について

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合、次のとおり均等割額が軽減されます。

本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乘せして軽減（8.5割または9割）されてきましたが、令和元年度から、段階的に見直しを行います。また、5割軽減と2割軽減の所得基準が拡大されます。

均等割の軽減割合				対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)
本則	元年度	2年度	3年度	
7割	8.5割	7.75割	7割	[平成30年度における8.5割軽減の区分] 【33万円】以下の場合
	8割	7割		[平成30年度における9割軽減の区分] 【33万円】以下で、世帯内の全被保険者それぞれの 公的年金収入が80万円以下(その他の各種所得がない)の場合
5割	5割			【33万円+28万円※×被保険者数】以下の場合 ※変更前の額27.5万円
2割	2割			【33万円+51万円※×被保険者数】以下の場合 ※変更前の額50万円

※平成30年度における9割軽減の区分に該当する方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象になります。

※8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り実質上8.5割軽減を据え置くこととします。

■ 後期高齢者医療保険料の均等割9割軽減の皆さんへ

○後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度は、8割軽減に変わります。
(年間保険料 4,100円から年間保険料 8,300円へ)

○介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化され、また、所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、年金生活者支援給付金(基準額月5,000円)の制度が始まります。

※課税者が同居している場合は対象外となります。

※老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。給付金額は保険料を納めた期間等により異なり、基本的に10、11月分を12月(年金の支払日と同日)に振込みます。

※医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

※8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り実質上8.5割軽減を据え置くこととします。

問い合わせ先

後期高齢者医療制度について・・・保健福祉課 国保医療グループ ☎ 62-5110 FAX62-0202
 介護保険について・・・税務課 課税グループ ☎ 62-8127 FAX62-5155
 年金生活者支援給付金について・・・ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165